

令和5年10月のインボイス制度の開始に伴い、インボイス対応の様式が追加されました。

鳴門市の一般会計におきましては、適格請求書（インボイス）で支払処理をする必要がありませんので、従来の請求書様式の変更はいたしません。これまで通りの記載方法でご提出ください。なお、請求書は任意の様式でも提出可能です。

北泊財産区費会計、企業会計（下水道事業、水道事業、モーターボート競走事業）につきましては、適格請求書発行事業者様は、インボイス制度における要件を満たす適格請求書（インボイス）を交付していただきますようお願いいたします。

請求書は任意の様式でもご提出いただけますが、これまでの請求書記載事項に加えて、適用税率、税率ごとに区分した消費税額等（端数処理は一請求書当たり、税率ごとに1回ずつ）、登録番号が記入されているか、ご確認をお願いいたします。

免税事業者様も、会計・事業別の請求書様式をご利用ください（登録番号の記入は不要です）。

様式は全部で4種類です。※会計課提出様式一覧からダウンロードしてご利用ください。

会計の種類	使用様式	備考
一般会計	No.1 一般会計用 (鳴門市長宛・インボイス非対応)	これまでと同じ様式。 ※一般会計とは、北泊財産区、企業会計を除いた全ての部署で発注するものです。
特別会計（北泊財産区）	No.2 北泊財産区用 (鳴門市長宛・インボイス対応)	総務課からの発注のうち、一部。※発注課から様式をご案内します。
企業会計（下水道事業）	No.3 下水道事業用 (鳴門市長宛・インボイス対応)	
企業会計（水道事業・モーターボート競走事業）	No.4 水道・モーターボート競走事業用 (企業局長宛・インボイス対応)	